

平成24年9月12日

横浜市緑区民文化センター指定管理者
選定評価委員会

報告書

横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項で、指定候補者及び次点候補者の選定結果（名称・点数）については公表することとしているため、第3位以下の団体の順位、得点を除いたものを公表します。

1 経緯

横浜市緑区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、「横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）7(2)コ及び9(1)イに基づき、予備審査通過団体に対する応募書類の審査及び面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、「横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」第10条に基づき、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会 委員

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

委員 井上 俊之助（緑区連合自治会長会長）

委員 岸本 凌幾（日本美術家連盟会員）

委員 永井 直実（税理士）

委員 間瀬 勝一（社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー）

3 審査の経過

平成24年5月7日 第1回選定評価委員会（委員長及び委員長職務代理者の選出、公募関係書類、選定基準、予備審査の選定基準等の決定等）

平成24年5月14日 公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

平成24年5月31日 設計図書の販売（9団体）長津田駅北口地区第一種市街地
～6月1日 再開発事業（仮称）長津田駅北口地区再開発ビル管理規約・諸規則（案）の閲覧（10団体）

平成24年6月21日 設計図書の販売（11団体）長津田駅北口地区第一種市街地
～22日 再開発事業（仮称）長津田駅北口地区再開発ビル管理規約・諸規則（案）の閲覧（10団体）

平成24年6月7日 公募説明会及び現地見学会（参加42団体73人）

平成24年5月21日 公募要項等に関する質問の受付（15団体123問）
～6月15日

平成24年6月29日 公募要項等に関する質問の回答

平成24年7月5日 応募書類受付開始

平成24年7月6日 応募書類受付の終了（6団体提出）

平成24年8月8日 第2回選定評価委員会（予備審査（書類審査））（予備審査通過団体6団体選定）

平成24年8月21日 予備審査結果の通知

平成 24 年 8 月 27 日 第 3 回選定評価委員会（応募書類審査及び面接審査）指定
候補者の選定

4 応募団体

6 団体から応募がありました。

（五十音順）

- (1) 神奈川共立・東急コミュニティー・土志田建設共同事業体
- (2) 京急グループ共同企業体
- (3) JTBC・ハリマ・シグマ共同事業体
- (4) 株式会社スペースネットワーク
- (5) みどりアートコミュニティー
- (6) 横浜アーティスト共同事業体

5 予備審査の実施

第 2 回選定評価委員会では、応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項及び失格事項に該当しないことを確認しました。（第 2 回選定評価委員会時に確認中となっていた市税納付状況については、滞納の事実がないことを平成 24 年 8 月 22 日に確認しました。）

また、応募団体から提出された応募書類を基に、公募要項においてあらかじめ定めた「指定管理者選定評価基準項目」（別添）1、2、3、5 に関して評価を行い、予備審査の通過団体について審議を行いました。

（参考 公募要項 8～9 ページ 11 ページ）

8 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人格を有する団体（以下「団体」という。）とします。
個人での応募は不可とします。

本要項「4 指定管理者が行う業務の範囲」のうち(1)、(2)について単独の団体で担うことができない場合、複数の団体により構成される団体（共同事業体）として応募することができます。この場合には、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体を定めてください。なお、代表構成団体以外の構成団体については、法人格を有しない団体も可とします。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- イ 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続中であること
- ウ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消を受けたものであること

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していること

オ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていること

カ 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること。

本事項について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表(様式7)」を提出してください。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

ケ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が以上の欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書(様式6-A)」を提出することとします。また、指定候補者選定後、仮協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

(3)～(4)カ省略

キ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) 8(4)ア～カの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

6 予備審査通過団体

各応募団体は、共同事業体の構成団体も含め、財務状況等に概ね問題はなく、指定管理者選定基準項目(別添)1、2、3、5についても、各応募団体とも一定水準に達していました。したがって、応募のあった全6団体を予備審査通過団体としました。

(五十音順)

- (1) 神奈川共立・東急コミュニティー・土志田建設共同事業体
- (2) 京急グループ共同企業体
- (3) JTBC・ハリマ・シグマ共同事業体
- (4) 株式会社スペースネットワーク
- (5) みどりアートコミュニティー
- (6) 横浜アーティスト共同事業体

7 応募書類審査及び面接審査の実施

第3回選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「指定管理者選定基準項目」(別添)に従って、予備審査通過団体に対する応募書類の審査及び面接審査(予備審査通過団体によるプレゼンテーション及び質疑)を行い、指定候補者及び次点候補者の選定のため、順位を決定しました。

点数については、各委員120点を持点とし、各委員の点数の合計を評価点としました。また、最低基準点を各委員持点合計(600点)の6割である360点としました。

8 応募書類審査及び面接審査の結果

予備審査通過団体に対する応募書類の審査及び面接審査(予備審査通過団体によるプレゼンテーション及び質疑)を厳正に行った結果、以下のとおり決定しました。

(1) 順位

1位 みどりアートコミュニティ

代表団体 相鉄企業株式会社

構成団体 株式会社相鉄エージェンシー、株式会社清光社

2位 京急グループ共同企業体

代表団体 株式会社京急アドエンタープライズ

構成団体 株式会社クラフト、京急サービス株式会社

(2) 得点

選定基準項目	1 位	2 位
1 緑区民文化センターの基本方針 (5 点 × 5 人 = 25 点)	22	18
2 基本方針 (10 点 × 5 人 = 50 点)	38	32
3-1 組織と運営体制 (10 点 × 5 人 = 50 点)	38	30
3-2 財政運営と収支予算 (15 点 × 5 人 = 75 点)	49	48
3-3 施設管理面 (30 点 × 5 人 = 150 点)	99	95
4-1 文化事業の実施方針 (5 点 × 5 人 = 25 点)	21	16
4-2 文化事業の概要と取組方 (20 点 × 5 人 = 100 点)	68	64
4-3 文化事業の具体的な組立て (10 点 × 5 人 = 50 点)	34	32
4-4 文化事業の運営体制 (5 点 × 5 人 = 25 点)	20	15
5 団体の状況 (10 点 × 5 人 = 50 点)	37	30
合計 (600 点)	426	380

9 審査講評

(1) 神奈川共立・東急コミュニティー・土志田建設共同事業体

代表団体は、横浜市内の他区において、複数の区民文化センターの指定管理実績があり、事業や施設管理について実績に裏打ちされた提案内容でした。また、学生のインターンシップの受入れに積極的な点は、文化芸術に精通した人材を育成する姿勢として評価されました。

その一方で、長津田周辺を中心とした提案となっていて、区内他地域へ働きかける視点到欠けていました。

また、面接審査時においては、緑区の文化や芸術について理解が十分ではないことを伺わせる場面が見受けられました。また、アウトリーチ活動等で地域に出向く姿勢は、積極性が感じられなかったという指摘もありました。

(2) 京急グループ共同企業体

港南区民文化センターでの指定管理実績があり、その実績を踏まえた堅実な提案でした。また、一過性で施設の利用者定着にはつながりにくい著名人による事業を避けて、「アートプログラム」を中心とした質の高い事業を提供していこうとする姿勢が評価されました。

その一方で、文化事業の内容は若干新鮮味に欠けるという意見もありました。

館長等人員体制が他の応募団体と比較して具体性がない点についての指摘もありました。

(3) JTBC・ハリマ・シグマ共同事業体

防災対応を始め、施設管理面では、構成団体が他区の区民文化センターの施設管理を行っている実績をふまえ、安心できる内容でした。文化事業のネーミングも良く、周知に効果的との意見もありました。

その一方で、緑区の地域特性については、調査されていたものの、その文化や歴史について理解が不足していた部分もありました。

また、アウトリーチ活動等文化事業の提案に具体性が乏しく、地域展開に関して説得力に欠ける点が見受けられました。

その他、区民文化センターという地域文化施設の規模・特性とやや合わない提案だったとの意見もありました。

(4) 株式会社スペースネットワーク

緑区の地域特性に対する理解が不足しており、文化の拠点・文化振興を担う区民文化センターの文化事業としては、内容の薄い提案でした。

また、アウトリーチ活動等により地域に出向くには人員が不足しており、その内容も待ちの姿勢が感じられました。

その他、大きく収入を見込んでいるアートカフェの事業は、現場の状況を踏まえた提案となっておらず、提案内容も具体性に欠けるとの指摘がありました。

(5) みどりアートコミュニティ

「第5世代の区民文化センター」をテーマに掲げるなど、基本方針において先を見据えた問題意識を持っている点が高く評価されました。

事業については、緑区の文化や歴史等の地域特性をふまえた具体的な提案があり、面接審査では、館長予定者の方の緑区に対する理解が深いことが感じられました。

地域へ出向く姿勢も「区文キャラバン隊」を組織し、アウトリーチ活動を行っていくなど、他の団体と比較して具体性・積極性があり、文化事業の地域展開力にも期待が持てます。

責任者の配置についても、異動の考え方が明確で、舞台に造詣と経験のある人材を確保しているなど、安定した運営体制が期待できる提案でした。

(6) 横浜アーティスト共同事業体

横浜市内でホール管理の実績もあり、施設管理面では安心できる内容でした。

その一方で、区民文化センターにとって重要な文化事業に関する提案がイベント的で、地域の文化振興への拡がりに不安を感じさせました。

収支予算面でも、高めの利用料金収入を見込んでいて、実現性を疑問視する意見もありました。

全体的に施設管理が中心の提案内容となっていました。

10 総評

提案内容については、それぞれ工夫が見られましたが、地域の文化振興や活性化を目指す拠点である緑区民文化センターを運営するにあたって、必要不可欠な要素である緑区の地域特性への理解度が不足している団体がありました。このことは、アウトリーチ活動等を通じて地域に出向く姿勢に特に表れていたようです。

その点において、「みどりアートコミュニティ」の提案からは、緑区の文化や歴史等緑区の地域特性に対する理解が深いことが伺われ、地域へ出向く姿勢も「区文キャラバン隊」を組織し、アウトリーチ活動を行っていくなど、他の団体と比較して具体性・積極性があった点が高く評価されました。運営にあたって年度ごとの「テーマ」を明確にしている点も評価されました。

「みどりアートコミュニティ」が緑区民文化センターの指定管理者となった場合には、応募書類に記載している「区民満足度5か年プラン」及び「施設の維持保全にかかわる5か年活動計画」を適正に運用していただきたいと思います。また、職員の研修計画等に記載されている数値目標を含めた人材の育成や、文化事業の各年度のテーマなど、今回提案のあった内容について、しっかりと認識した上で施設運営を行っていただきたいと思います。